

「日常生活に必要最小限の部分の応急修理」について（災害救助法）

制度概要

地震により被害を受けた住宅の日常生活に必要最小限の部分の応急修理について、住民からの申請に基づき、市が業者に修理を依頼し、実施します。

○対象：居室・台所・便所・屋根・壁など日常生活に必要最小限の部分であって、「準半壊以上」と判断された住家

※「準半壊以上」の判断は、現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断しますので、必ず被害写真を撮影してください。

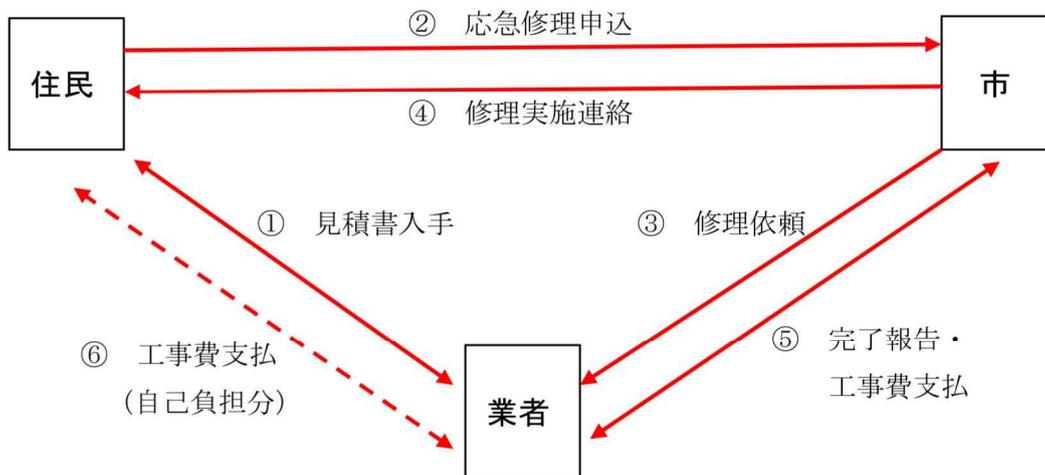
※「準半壊」とは、家屋の損害割合が家屋全体の10%以上20%未満が判定基準となっていますので参考としてください。

<参考：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当）」>

※住家が対象となります。物置、倉庫、駐車場等は対象となりません。

○支援金額：①全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000円以内
②準半壊：343,000円以内

○申込：



- ・支援金額超過分は自己負担となります。
- ・工事前、工事中、工事後の写真の提出が必要です。
- ・住宅設備のグレードアップは対象となりません。

○期間：令和6年12月31日（火）までに完了すること。

【問合せ先】

あわら市土木部建設課管理G

T E L : 0 7 7 6 - 7 3 - 8 0 3 1